当薬局は、

『保険薬局』です。

厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている
「保険薬局」です。
「保険薬局」とは薬剤師が健康保険を使って調剤を行ったり、一般薬を販売（一般薬には健康保険は使えません）をしている薬局のことです。

みのり薬局

取り扱う要指導医薬品や一般用医薬品について

要指導医薬品

医療用医薬品から新たに市販用にスイッチされた医薬品等で、使用上特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、対面販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第１類医薬品

一般用医薬品

使用上特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第２類医薬品

一般用医薬品

使用上、注意が必要な医薬品。

薬剤師または**登録販売者**が必要な情報提供に努め、販売いたします。

商品に直接触れることができます。

指定第２類医薬品

第２類医薬品の中で特に注意が必要な医薬品です。**「してはいけないこと」**を必ずご確認ください。情報提供しやすい場所に陳列されています。

第３類医薬品

一般用医薬品

要指導や第１類、第２類以外の一般用医薬品です。

薬剤師または**登録販売者**が必要な情報提供に努め、販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 **医薬品医療機器総合機構**

☎**0120-149-931**

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

市川市薬剤師会

047−700−3700

薬局からのお知らせ

当薬局では、お薬を安全で安心してご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。

薬剤服用歴に基づき、お薬の服用に関してご説明をいたします。

調剤したお薬や市販薬について薬の飲み合わせについて説明し、薬剤服用歴に記録します。

お聞きした情報は個人情報保護の取り扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。疑問・質問等がございましたら、当薬局の薬剤師に遠慮なくご相談ください。

みのり薬局

個別の調剤報酬の算定項目の分かる

明細書の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行致しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

みのり薬局

＼ 当薬局の開局時間 ／

月-土 **9:00-17:00**

祝日 **10:00-17:00**

日　休み

●夜間・休日等加算の対象時間
平日19:00-　土曜日13:00-　※1月1-3日　12月29-31日は休日扱い

※営業時間外の時間外調剤料について
時間外加算 18:00-22:00 6:00-8:00　深夜加算 22:00-6:00
休日加算　日曜日・年末年始（12月30日-翌年1月3日）

緊急連絡先▶ 090-3348-3717

＼当薬局の調剤基本料について／

当薬局の調剤基本料については、下記のとおりです。ご不明な点がございましたらスタッフまでお問い合わせください。

調剤基本料１ーーーーーーーーーーーーーーー〉45点
後発医薬品調剤体制加算３ーーーーーーー〉30点
地域支援体制加算ーーーーーーーーーーーー〉40点

処方せん受付回数が月2,000回以下で、同一グループ薬局の処方せん受付回数の合計が月に4万回未満です。医薬品取引価格の妥結率が5割をこえて、地方厚生局に報告しています。特定の医療機関からの不動産賃貸借などの関係はありません。かかりつけ機能に係る基本的な業務（夜間・休日業務、重複・相互作用防止など）の算定が年間10回以上あります。後発医薬品の調剤率が20%をこえて、地方厚生局長に報告しています。

みのり薬局

当薬局では医療費をおさえ、お薬代の負担が軽くなるジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

ジェネリック医薬品に変更を希望される方は薬剤師にご相談ください。

当薬局では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を積極的に調剤し、後発医薬品体制加算を算定しています。

みのり薬局

訪問薬剤管理指導に関するご案内

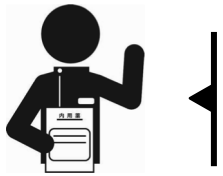

在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合お申し出てください。（医師の了解と指示が必要です）

在宅患者訪問薬剤管理指導

（医療保険対象者）

1点=10円　10点=10円（1割負担）30円（3割負担）

同一建物居住者以外

650点/回（1人）

同一建物居住者

320点/回（2–9人）

290点/回（10人以上）

自己負担率により金額が変わります。麻薬の必要な場合は100円が加算されます。月4回まで

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

（介護保険対象者）

1単位=10円　10単位=10円（1割負担）30円（3割負担）

同一建物居住者以外

509円/回

同一建物居住者

377円/回（2–9人）

345円/回（10人以上）

自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

みのり薬局　　管理薬剤師　外口恭子

千葉県知事指定介護保険事業所　　第1242742559号

TEL 047-323-2230

FAX 047-323-2232

緊急時→090-3348-3717

無菌的な調剤を行っています

当薬局では、２つ以上の注射剤（中心静脈栄養法輸液、抗悪性腫瘍剤、麻薬）について、無菌室・クリーンベンチ・安全キャビネット等の無菌環境の中で、無菌化した器具を使用し、無菌的な調剤を行っています。

当薬局では2名以上の保険薬剤師が在籍しており、地域薬局と共同で無菌製剤を処理を行うための無菌室、クリーンベンチを用意しています。

みのり薬局

お薬のことで困ったら

かかりつけ薬剤師に

おまかせください

担当薬剤師が
あなたの薬を
まるごと管理

いつでも
ご相談
できます

担当薬剤師を指名してください。同意書に署名していただくことで、
次回から専任の**かかりつけ薬剤師**が担当いたします。

保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局に週32時間以上勤務しています（育児・介護など労働時間短縮の場合は週24時間4日間以上）。薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得し、医療に係る地域活動の取組に参画しています。

みのり薬局

健康相談
やってます

お薬
相談

健康
チェック

日頃よりご利用いただいている皆さま、ご近所の皆さまのお薬相談や健康チェックを行います。お気軽にお越しください。

みのり薬局

緊急時の連絡先

「090-3348-3717」

近隣連携薬局

・第1週・・・みのり薬局　市川市平田1–17–22
TEL：047–323–2230

・第2週・・・ナガセ薬局　市川市八幡3–20–2
TEL :047–322–3458

・第3週・・・島崎薬局　市川市八幡1–2–2
TEL：047–334-0063

・第4～5週・・鬼越薬局　市川市北方1–9–13
TEL：047–332–2278

みのり薬局

労災保険
指定薬局

生活保護法指定

＼取扱い公費負担医療／

●原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費

●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療

●障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療

●難病の患者に対する医療等に関する法律

●生活保護法による医療扶助

連携強化加算体制につきまして

当薬局では、以下の掲げる体制を整備し、連携強化加算を算定しており、第二種協定指定医療機関の指定を受けております。また、オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしております。要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット（対外診断用医薬品）を販売しております。

・新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について

ア　感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む）

イ　個人防備具を備蓄

ウ　要指導医薬品及び一般用医療品の提供、感染症にかかる対外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発生がないときから整備

・災害の発生時における体制の整備について

ア　災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む）

イ　自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医療品の供給または調剤所の設置に係る人材派遣等の協力を行う体制

ウ　地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみまたは当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間・休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制

みのり薬局

医療DX推進体制整備に関しまして

当薬局では次のような取り組みを行い、医療DX推進体制整備加算を算定しております。

・オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤・服薬指導等を行う際に同意いただいた情報を閲覧し活用をしています。
・マイナンバーカードを健康保険証（マイナ保険証）として利用することを促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用する等、医療DXに係る取組を実施しています。

＜医療情報取得加算＞
当薬局ではオンライン資格確認システムを活用し薬剤情報等を取得・活用することにより、
質の高い保険調剤の提供に努めており以下のとおり医療情報取得加算を算定しています。

医療情報取得加算１（マイナンバーカード未利用）・・・6ヶ月に1回　3点
医療情報取得加算２（マイナンバーカード利用）・・・・6ヶ月に1回　1点

マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に
努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力を
お願いいたします。

みのり薬局